

## ブランドメッセージ文字デザイン

### 「住めば、北区東京。」の使用手引き

東京都北区では、区民が地域への愛着や誇りを感じ、わがまちの自慢ができる、また、子育てファミリー層や若年層に住みよいまち、暮らしやすいまちというイメージ醸成を図り定住促進へとつなげていき、地域のきずなづくりへと発展していくことを目指して、「北区シティプロモーション方針」を策定しました。

北区シティプロモーション方針では、北区のブランドメッセージとして、「住めば、北区東京。」と定め、生活便利なまち、住み心地のよい北区が伝わるよう、広く発信していきます。

その一環として、ブランドメッセージ「住めば、北区東京。」をデザイン化し、多くの皆様とともに活用していくため、文字デザインとして作成しました。

この手引きは、ブランドメッセージ文字デザインを広く使用いただくにあたっての注意点等をまとめたものです。

様々な場面で、ぜひ、ご活用ください。

#### 利用できるブランドメッセージ文字デザイン

ブランドメッセージ「住めば、北区東京。」の文字デザインは、以下の2種類です。

「住めば都（みやこ）」や「北区に住めば？」のどちらの意味も内包し、北区に住むというメッセージを直接的に表したメッセージです。

【横版】

**住めば、北区東京。**

【ブロック版】

**住めば、  
北区東京。**

色や大きさ

①色は、以下のものを用意しています。お好みの色をダウンロードしてご活用ください。

	カラー	【横版】	【ブロック版】
1	黒	住めば、北区 <sup>東京。</sup>	住めば、 北区 <sup>東京。</sup>
2	赤	住めば、北区 <sup>東京。</sup>	住めば、 北区 <sup>東京。</sup>
3	ピンク	住めば、北区 <sup>東京。</sup>	住めば、 北区 <sup>東京。</sup>
4	青	住めば、北区 <sup>東京。</sup>	住めば、 北区 <sup>東京。</sup>
5	水色	住めば、北区 <sup>東京。</sup>	住めば、 北区 <sup>東京。</sup>

	カラー	【横版】	【ブロック版】
6	緑		
7	黄緑		
8	オレンジ		
9	ゴールド		

②大きさは、使用場面に応じて適宜変更してご活用ください。ただし、形状の変更や他のものと組み合わせる等、デザインイメージを変えるような変更はできません。

## 使用手続き

- ①商品に使用する場合を除き、申請は不要です。
- ②商品に使用する場合は、事前に申請し、承認を受けたのち使用してください。  
申請書は、北区公式ホームページ上からダウンロードしたものを使用してください。

## 使用することができない場合

次に該当し、又は該当するおそれがある場合、ブランドメッセージ文字デザインの使用はできません。

- ①法令等に違反する場合
- ②公序良俗に反する場合
- ③北区の信用、品位又はイメージを損ない、又は損なうおそれがある場合
- ④政治、宗教、思想等に関する活動で使用する場合
- ⑤特定の個人、企業、団体その他への誹謗中傷に該当し、又はそれを助長するおそれがある場合
- ⑥北区が特定の商品、サービス、活動等を推奨、支援又は公認しているような誤解を招き、又はそのおそれがある場合
- ⑦使用者の商標等として使用するなど、独占的に使用する場合
- ⑧第三者の利益を害すると認められる場合
- ⑨文字デザインの形状を変え、若しくは他のものと組み合わせる等、デザインのイメージが変わるような場合又はそのおそれがある場合
- ⑩北区シティプロモーション方針の趣旨に反する場合
- ⑪その他、東京都北区長が適切でないとする場合

## 使用条件

- ①東京都北区が、北区公式ホームページ上で提供する画像データを使用すること。
- ②この手引きに定める遵守事項を守ること。
- ③文字デザインの使用によって生じる問題、トラブル等について、東京都北区は一切関知しないことについて同意すること。
- ④問題やトラブル、事故や苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任において適切に対応し、解決を図ること。
- ⑤申請が必要な使用の場合、申請した目的又は内容を逸脱しないこと。
- ⑥費用はかかりません。
- ⑦使用期限は基本的にありません。
- ⑧この手引きは、予告なく変更することがあります。

## 使用例

使用者の例	使用例
個人	SNS、手紙など
町会・自治会	回覧版、行事ポスター・チラシ、ホームページ、SNS など
商店・店舗、商店街	チラシ・ポスター、のぼり、看板、メニュー、包装紙、グッズなど
サークル、団体	ポスター・チラシ、SNS など
学校、大学	文化祭・学園祭のチラシ・ポスター、配付物、冊子など
企業	名刺、ポスター・チラシ、記念品、ホームページ、SNS など
商品、販売促進グッズ	文字デザインをTシャツ、文房具等へのプリントや菓子等へ焼印など（事前申請をしてください。）

## 使用の中止

- ①使用することができない場合や使用条件に反した使用をしたと認める場合、使用者に対して改善を求めます。
- ②前記①の改善に従わない場合、使用の中止を求めます。
- ③商品に使用する場合、事前に申請いただいた目的又は内容と異なる場合、使用承認を取り消す場合があります。

## お問い合わせ先、申請先(商品の場合)

ブランドメッセージ文字デザインに関するお問い合わせは、次までお願いします。

東京都北区 政策経営部 シティプロモーション推進担当課

〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22

(TEL) 03-3902-1364

(FAX) 03-3905-3422